

論文の内容の要旨

論文題目 国家責任法の法的基盤
——合法性概念の成立条件と
現代国際法におけるその意義——

氏名 西村 弓

本論文は、あらゆる義務違反に対して国家責任を追及することによって国際法上の合法性が維持され、国家責任法こそが国際法の実施についての要となると説く今日の国際法学における通説的理解に対して、しかしながら、国家責任法の射程は歴史的には限定されていたことの意味をどう受けとめるべきかという問題関心から出発して、国家責任法がいかにして生成し、時代ごとの国際法全体の枠組みに合わせて変質してきたかを探るものである。国際法に固有の責任制度が国際法学において提示されるようになったのは 19 世紀末の学説によってであり、体系化されたのは 20 世紀に入ってからである。また、第二次世界大戦前の国家責任をめぐる裁判実践は、もっぱら外交的保護請求の事例を対象とする特定の分野のみに集中しており、違法行為一般に対して追及されてきてはいない。通説が説くように、国家責任制度が、違法行為に対して被害国の権利を守り、ひいては国際法規範の合法性を担保するという意味で法内在的に要請されるものであるならば、なぜこのような時間的なおよび対象事項における限定が存在したのだろうか。

この問いに答えるべく、第 1 部「国家責任論の生成」では、19 世紀中葉から第一次世界大戦にかけて（第 1 章）および戦間期以降（第 2 章）の学説・実行において、国家責任法がどのように位置づけられてきたかを分析した。その結果、以下のことが導かれた。

19 世紀末以降 20 世紀前半にかけての学説は、各々の国際法に関する理論的立場を反映するかたちで国家責任概念について多様な見解を示している。国家は絶対的な主権に基づいて自国が関係する国際法規範の内容について外部からの拘束を一切受けずに最終的な判断権を有すると解する論者は、国際法上、国家が自国の意思に反して責任を問われる余地を原理的に認めず、国家責任概念そのものを否定する（国家責任概念否定説）。他方で、国家意思に外在する要因も国際

法規範の拘束力のレベルでは役割を果たすことを肯定しつつも、権利侵害の有無をめぐる見解の相違が生じた場合に、紛争当事国以外に客観的判定を下しうる機関が存在しないという国際社会の状況に鑑みて、国際法規範の解釈・適用の場面においては各国の一方的な判断権が並立するほかはないと論ずる学説が示されていた（権利侵害客観判断不能説）。これらの説においては、違法行為への対処は、権利侵害を受けたと自ら判断する国家が一方的に戦争・復讐に訴えて権利回復を試みる権利として説明され、違反国が負う救済義務とこれに対応する被害国の請求権としての責任概念は原理的に否定されあるいは実質的な意味を持ちえなかった。これに対して、実証主義的立場から、仲裁判断や外交実践を参照して外国人に対する侵害行為に起因する国家責任の諸要素について分析を進め、外国人を侵害する私人行為に加担した国家は外国人の国籍国に対して賠償責任を負う旨を定める慣習法が存在すると論ずる見解も示されている（慣習法説）。

このように、19世紀から20世紀前半の学説による国家責任論の位置づけは、国際法の拘束力の根拠や具体的適用のあり方に関する各論者の理論的立場・方法論に応じて多様である。学説の対立軸からは、国家責任概念否定説および権利侵害客観判断不能説と慣習法説を対比することによって、国家責任を法的な概念として位置づけるためには、法規範の客観的解釈の可能性が措定されることが重要であったことが導かれる。両者の違いは、権利侵害の発生とこれへの対処について関係国による一方的な判断の権利を認めるか否かにある。このことから、各国が法解釈について完全に自由な決定権を有する段階においては、法的義務や合法性の概念は国際社会において実質的な意義を有せず、仲裁の実施等を通して客観的な判断の潜在的な存在が措定されるようになってはじめて合法性概念に依拠した議論が意味を持つに至ったことが示される。

他方で、慣習法説においても、一定の類型の侵害行為に限定してその帰結を考察しており、あらゆる義務違反に対して責任を追及することによって国際法秩序が維持されるという今日の通説的な考え方はとられていない。国家責任を慣習法上の制度と捉え、当該慣習法の内容を示すものとして仲裁判断の分析を重視する彼らの立場からすれば、仲裁実行がもつぱらの対象としていた外交的保護権の行使に関わる紛争が国家責任紛争として捉えられていたからである。

では、なぜ、国家責任に関する紛争事例は第二次世界大戦前までの時期には私人絡みの紛争に限定されてきたのか。この点について、本論文は、戦間期に至るまでの国家実践や法典化会議における議論を分析することによって、次の事情が存在することを明らかにした。すなわち、当時においては、権利侵害を受けたと主張する国家が究極的には武力復讐や戦争に訴えて自力救済を行う権利を保持していたことを背景として、国家にとって「二次的重要性」しか持たない私人絡みの紛争をめぐる国家間関係が不必要に悪化しないように仲裁の実施を通じた現実的な処理手段が選ばれたのであった。ハーグ平和会議での議論や各種仲裁条約の内容からは、私人に関係する紛争を政治的重要性が低く仲裁に適した技術的な紛争類型として括り出す国家実行がみとれるのである。

これに対して、不戦条約は権利回復を目的とするものであっても戦争を禁止し、さらに国連体制は権利回復のための武力行使一切を禁止する。この変化が国家責任法の理解にもたらした変質が第2章での検討対象である。戦間期における国家実行や裁判実践、これらに大きな影響を与えた Anzilotti の議論を検討することを通して、権利回復のための権利として位置づけられてきた戦

争・武力復仇が禁止されることに伴って、国家責任法があらゆる違法行為についての判断枠組みとされるに至ったことが導かれた。武力を用いた自力救済が歴史的には権利回復の権利として位置づけられてきたことを考えれば、権利侵害の存在とそれへの対処を国家が自ら一方的に決定し、権利回復を行うことの禁止は、単に手段としての武力行使が禁止されたことにとどまらず、権利侵害に関する国家の一方的決定の権利の否定を意味したのである。以上の検討によって、強力による権利回復の禁止に伴って、かつては武力復仇や戦争の対象となった国家間紛争についても平和的解決が求められるようになったことから、現代国際法においては、ひとまず違法行為について一般的に国家責任を適用する必要性が生じており、あらゆる違法行為に対して国家責任の追及を想定する今日的理解はこうした背景のもとで成立していると言うことができる。しかし、ここで、私人絡みの紛争を念頭において発達してきた従来の責任法の諸規則がそのままあらゆる違法行為への適用に耐えうるのだろうかという第2の疑問が生ずる。こうした問題意識から、第2部「現代国家責任法と合法性」では、現代国家責任法の内実と機能について検討を加えた。

まず、第3章においては、国家責任の発生にとって実体的損害が要件とされるかという視点から、現代における責任法の機能を分析した。かつての責任事例においては、外国人が被る具体的損害の処理が責任制度の目的とされていたことに比して、適用対象を拡大した現代国家責任法において救済の対象とすべき侵害の範囲をどう捉えるべきかは争点となる。また、かつての責任紛争が、外国人への侵害に加担した国と外国人本国の間の二国間関係として処理されてきたことに照らせば、二国間の権利義務関係に還元されない対世的義務違反に対して責任法が適用されるのが新たな問題として浮上する。これらの問題は、国家責任の発生要件として実体的損害が要請されるかという議論に集約して現れているため、第3章においては損害の要件性をめぐる議論や裁判実践を分析することによってこの問題にアプローチを試みた。

検討の結果、損害の要件性については、第1部での分析から導かれた現代国家責任法の性質に照らせば、実体的損害を被らなくとも、自らの権利に侵害を受けたことによって特定される被害国は責任追及をなしうると解することが妥当と考えられること、および裁判実践上もこれが認められてきていることが示された。他方で、対世的義務違反に対してあらゆる国家が責任追及をなしうるかという問いは、実体的損害を被らない国家に責任追及権を認めるかという問題と混同されがちであるが、後者が責任追及主体となる被害国が特定されることを前提としていることに対して、前者は違法行為によって自国に固有の権利に対して何らの侵害も受けていない国家にも公益の実現の観点から責任追及権を認めうるかを争点とする点において異なる。本章では、先例を分析することを通して、対世的義務違反については国家責任法の枠組みに則った請求を国家間の相対的關係においてなすことは一般国際法上は困難であり、同違反に対する責任法の適用は手続レベルにおいても共通利益を具体化する仕組みが整備されているかに依存することを結論づけ、国家責任法による国際法上の合法性確保の機能はこの点については一定の限界を抱えていることを示した。

第2に、第4章では、現代国際法においては、国家責任法の適用対象があらゆる違法行為へと拡大されていることを前提として、そこにおける責任追及は何を違法性の根拠とするのかについて考察を加えた。戦間期以降の学説・国家実践の分析からは、国家間の合意に規範性の根拠が求

められるとする国際法の法源論の観点から、合意によって引き受けた義務に違反することに違法性が求められることが導かれる。しかしながら、あらゆる義務違反に対して国家責任の追及を行うことによって国際法において合法性の維持が図られると理解するとしても、そこでいう「合法性」概念は具体的紛争においてはどのように機能し、国際法体系にとって何を含意するのかが問題となる。国家責任の追及によって国際法規範の合法性維持が図られるとする今日的な通説は、その前提として国際義務と国家の行為が客観的に合致しないことが違法性の根拠であるとするが、国際法規範には国家に対して許容規則・禁止規則を細目的には定めず、一般原則を述べるにとどまるものも多い。こうした現状に照らせば、客観的な義務違反に違法性の根拠を求め、義務違反を是正することによって国家責任法の適用が国際法の合法性を担保するという考え方は必ずしも現実の責任認定と整合しないのではなかろうかという疑問が生ずるからである。

第4章においては、こうした問題意識に基づいて具体的な裁判実践の分析を行った結果、責任紛争を通じて確認や維持が試みられる「合法性」は、一般原則から具体的義務を導出し、あるいは義務を確定するための基準を類推適用によって特定したうえで責任認定を行うなど、柔軟なものでもありうることを確認した。そのうえで、このような責任認定のあり方からは、「国家責任の追及による国際法規範の合法性の維持」と称される法的な処理が、その内実をみれば一定の枠内で国際法規範の詳細化に貢献し、動的な機能を果たしていると評価しうることを提示した。

国家責任の射程や機能、その実際のはたらきをいかに理解するかは、国際法体系の全体像に密接に関わってくる。本論文は、以上のように、国際法理解の変遷に伴って国家責任法の位置づけがいかに変化したかを分析したうえで、現代国際法における国家責任法の機能を合法性概念との関係で説明することを試みたものである。